

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の 国民健康保険税の減免 Q&A （令和2年8月3日更新）

1. 申請関係

Q1-1 郵送申請は可能ですか。

(A1-1)

申請書類は新型コロナウイルス感染防止の観点から郵送による送付をお願いしております。申請書はホームページから印刷してご郵送ください。プリンター等の設備がない場合は郵送いたしますので国民健康保険課までお問い合わせください。

Q1-2 郵送申請が困難な場合の受付窓口はどこですか。

(A1-2)

申請窓口は市役所第一本庁舎3階6番の国民健康保険課窓口のみです。各支所、川口駅前行政センター等での受付はできません。

Q1-3 申請はいつからできますか。

(A1-3)

令和2年度の国民健康保険税納税通知書を7月中旬に発送しますので、納税通知書を確認のうえ申請いただきますようお願いいたします。納税通知書到達までの間に必要書類をご準備いただけますと速やかな申請が可能になると思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

Q1-4 確定申告（住民税申告）をしていませんが申請できますか。

(A1-4)

減免額の決定においては、確定申告（住民税申告）いただいた金額を基に計算します。令和2年1月1日現在で同一世帯内の17歳以上のすべての被保険者のかたの申告が済んでいることが必要となります。所得がない方でも住民税申告が必要となります。（被扶養者として申告されている方は、国民健康保険課へ簡易申告書の提出が必要となる場合があります。）

Q1-5 申請期限はいつまでですか。

(A1-5)

納期限までの申請が必要となります。納期限を過ぎると申請できない場合がありますので早めに申請いただきますようお願いいたします。

2. 要件等

Q2-1 主たる生計維持者とは誰のことですか。

(A2-1)

主たる生計維持者は原則として世帯主1名です。ただし、実質的にその世帯の生計が世帯主以外のかた(1名)の収入で維持されている場合は、ご相談ください。

(例:高齢の世帯主は、年金収入のみであり、営業所得のある子の収入で世帯の生計が維持されている場合等)

Q2-2 新型コロナウイルス感染症による重篤な傷病を負ったとは。

(A2-2)

1カ月以上の入院治療を要するなど、症状が著しく重い場合を指します。医師の診断書等により確認します。

Q2-3 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とは何を指しますか。

(A2-3)

新型コロナウイルス感染症の影響とは、自粛要請や緊急事態宣言など、感染拡大防止のための措置による社会・経済への影響を指します。

新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合(懲戒解雇や、令和2年1月31日以前の離転職等が収入減少の主な原因など)を除き、新型コロナウイルス感染症の影響と判断しますので、提出いただく減免申請書には、収入減少が新型コロナウイルス感染症の影響である理由を具体的に記入してください。

Q2-4 事業収入等にはどのような収入が含まれますか。

(A2-4)

事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかであり、雑収入や株の取引による収入等は含まれません。「収入」とは、事業や仕入れによる必要経費を差し引く前の売上高、給与では、保険料や源泉徴収税額を差し引く前の支払総額であり、手取り金額とは異なります。

Q2-5 令和元年中の所得額が0円の場合、減免額はありますか。

(A2-5)

所得額が0の場合は、減免額の計算において、前年の所得額をかける関係で減免額が0となるため、本減免の申請は不要です。

3. その他

Q3-1 減免の決定があった後、徴収猶予はできますか。

(A3-1)

可能です。詳しくは国保収納課のホームページをご覧ください。

Q3-2 減免決定された納期の税額が納付されてしまったら。

(A3-2)

口座振替による納付や特別徴収（年金天引き）による納付の対象世帯では、先に振替や天引きの手続きが進められていることから、減免決定されたにもかかわらず税額が市に納付されてしまうことがあります。そのような場合は、減免後の税額と納付済み税額との差額を調整させていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。納付された額が年税額を上回ったときは、差額をお返しいたします。

特別徴収の減免では、申請日以後の徴収額を普通徴収に切り替えることになるため、その後の特別徴収が停止することがあります。

Q3-3 減免の決定後、収入状況が改善した場合は、市に申し出は必要ですか。

(A3-3)

減免は、「申請日時点で令和2年の収入が前年より3割以上減少する見込みであること」を予測して決定しており、減免の決定後、収入状況が改善したことが明らかな場合は、決定した減免の全部又は一部を取り消すことがあります。収入状況が改善した場合は、国民健康保険課にお問い合わせください。